

揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示

平成二十四年五月一八日
国土交通省告示第六百一六号

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

（揮発性物質放出規制対象船舶）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の十三の告示で定める船舶は、別表の揮発性物質放出規制港湾の欄に掲げる港湾ごとにそれぞれ同表の総トン数の欄に掲げる船舶であって、同表の貨物の種類の欄に掲げる貨物の積込みを行うものとする。

別表

揮発性物質放出規制港湾			総トン数	貨物の種類
国名	指定港湾の名称	指定港湾区域		
The Netherlands (オランダ王国)	Amsterdam (アムステルダム港)	全域	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質(メタンを除く。)を放出する貨物であって、摂氏 20 度における蒸気圧が 1 キロパスカル以上のもの又は特定の状況において蒸気圧が 1 キロパスカル以上となるもの
	Rotterdam (ロッテルダム港)	Botlec Tank Terminal Rubis ETT Argos	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質を放出する貨物であって、摂氏 20 度における蒸気圧が 1 キロパスカル以上のもの
	Moerdijk (ムールデイク港)	Afval Stoffen Terminal Moerdijk ATM Shell Chemine Moerdijk Den Hartoch Moerdijkbv	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質を放出する貨物
	Terneuzen (テルヌーゼン港)	Dow Benelux BV Terneuzen Oiltanking Terneuzen BV.	100,000 トン以下	揮発性有機化合物質を放出する貨物
	Groningen (フローニンゲン港)	VOPAK	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質(メタンを除く。)を放出する貨物であって、摂氏 20 度における蒸気圧が 1 キロパスカル以上のもの又は特定の状況において蒸気圧が 1 キロパスカル以上となるもの

	Vlissingen (フリッシンゲン港)	Zeeland refinery	9,000 トン以上	揮発性有機化合物質を放出する貨物
The Republic of Korea (大韓民国)	Busan (プサン港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Incheon (インチョン港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Pyeongtaek (ピョンテク港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Dangjin (ダンジン港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Ulsan (ウルサン港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Yeosu (ヨス港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Kwangyang (クァンヤン港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Daesan (テサン港)	全 域	400 トン以上	原油、ガソリン又はナフサ

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる項は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表指定港湾の名称の欄中「Groningen（フローニンゲン港）」の項

平成二十四年七月一日

- 二 別表指定港湾の名称の欄中「Daesan（テサン港）」の項

平成二十七年五月二十日（同日前に建造され又は建造に着手された船舶にあっては、平成三十年五月二十日）